

栃 木 県 知 事 選 挙

11月17日(日)は投票にいこう！

■問い合わせ先 市選挙管理委員会(行政委員会事務局) ☎(32)8916

投票日時

11月17日(日)
午前7時～午後7時

投票所

投票所入場券に記載された投票所(市内21か所)



詳細はこちら⇒

投票所入場券

投票所などを記載した投票所入場券(以下「入場券」)は、11月1日(金)以降に郵送します。

入場券は、選挙があることをお知らせし、投票所で選挙人名簿の本人照合をスムーズに行うためのものです。

同一世帯2名分の入場券を圧着して1枚のはがきで郵送します。3名以上の世帯は複数枚に分けて郵送するので、同じ日に届かないことがあります。

※入場券が届いていない場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票ができますので、投票所で受付の係員に申し出てください。

投票できる方 次の両方に該当する方

- ・平成18年11月18日以前に生まれた方
- ・令和6年7月30日までに下野市の住民基本台帳に登録され、その後も引き続き3か月以上市内に住所のある方

※投票までに県外へ転出した方は、入場券が届いても投票できません。

住所を移転した方の投票

令和6年7月31日以降に住所を移転した方の投票については下記の表のとおりです。

住所移転の種類	住所移転の場所	投票の可否	備考
転入	栃木県内の他市町 ⇒ 下野市	(○)	前住所地の選挙人名簿に登録されていれば 前住所地で投票可能
	栃木県外の他市町 ⇒ 下野市	×	
転出	下野市 ⇒ 栃木県内の他市町	○ ※	新住所地の選挙人名簿に登録されるまでは 下野市で投票可能(下記の※を確認)
	下野市 ⇒ 栃木県外の他市町	×	
転居	下野市 ⇒ 下野市	○	入場券に記載された投票所で投票可能

※「栃木県内の他市町に転出した方」が投票する際は、①「引き続き栃木県内に住所を有する旨の証明書」の提示または②「引き続き栃木県内に住所を有することの確認の申請」を行う必要があります(手数料無料)。

①「引き続き栃木県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受ける場合 ⇒ 市民課窓口で申請

②「引き続き栃木県内に住所を有することの確認の申請」をする場合 ⇒ 投票所で申請

①または②の申請をする時は「本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)」が必要です。